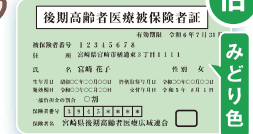


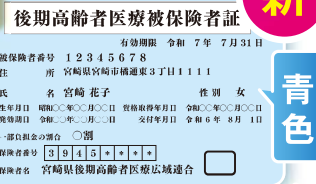
令和6年
8月1日
から

後期高齢者医療の 被保険者証が切り替わります!

新しい被保険者証をご使用ください。

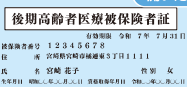


変更



新

開いた状態 (表側)



医師・薬剤師の資格へ
ジェネリック医薬品を
希望します

ジェネリック希望カードが付いています
希望しない方は切り取ってご使用ください

開いた状態 (裏側)

宮崎県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療被保険者証

このカードの裏にはジェネリック医薬品希望カードに
なっています。必要に応じて裏面に記載の住所
は、おのれ記載の住所と一致する必要があります。
このカードを切り取っても、元のカードだけ
で被保険者証として使用できます。

機器提供意思表示欄

7月末までにご本人あてに届きます



医療費が高額になりそうな方、入院される方は事前に申請して 高額医療等に関する認定証を受け取れます (*所得要件があります)

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の対象になります。(この証は、高額療養費の区分設定のほか、**入院時の食費減額適用**にも使用します。)
※現役並みⅠ・Ⅱに該当する方は「**限度額適用認定証**」の対象になります。

※マイナ保険証を利用すれば事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひご利用ください。

自己負担限度額 (月額)

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% (多数回 140,100円)
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% (多数回 93,000円)
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円)
一般	※ ①年金収入+その他の合計所得が200万円以上の単身世帯 ②年金収入+その他の合計所得が被保険者全員で320万円以上の複数世帯	18,000円 または 6,000円 + (医療費-30,000円) × 10%の低い方を適用 (年間上限 144,000円)
	Ⅰ 課税所得 145万円未満で、一般Ⅰ、低所得Ⅰ、低所得Ⅰ以外の方	18,000円 (年間上限 144,000円)
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円 15,000円

※同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいる方で、表中の①または②に該当する方

令和6・7年度の保険料計算について

後期高齢者医療制度の改正に伴い、令和6・7年度の保険料が変更になります。後期高齢者医療制度の改正については、保険料決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

保険料は、均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算されます。令和6・7年度の保険料は以下の通りです。



保険料

賦課限度額
80万円※1
(または73万円)

均等割額

被保険者全員が負担
51,700円

+

所得割額

被保険者の所得に応じて負担

(前年中の所得 - 基礎控除額※3) × 10.08%
(または9.46%※2)

(参考) 令和5年度の保険料

保険料
66万円

均等割額
48,400円

+

所得割額

(前年中の所得 - 基礎控除額※3) × 9.08%

- ※1 保険料の賦課限度額は、年額80万円です。ただし、令和6年3月31日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方、または令和6年度中に障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、令和6年保険料に限り、限度額が73万円となります。
- ※2 激変緩和のため、令和6年度に限り、基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方の所得割率が9.46%となります。
- ※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円。2,450万円以下の場合、29万円。2,500万円以下の場合、15万円。2,500万円超の場合は控除なしとなります。

均等割額の軽減措置

軽減割合

軽減基準 ※4

7割

総所得金額等の合計が
【43万円 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円】を超えない世帯

5割

総所得金額等の合計が
【43万円 + {29.5万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円}】を超えない世帯

2割

総所得金額等の合計が
【43万円 + {54.5万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円}】を超えない世帯

- ※4 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。
- ※5 給与所得者等の数とは、給与所得または公的年金等所得を有する者の合計数です。

保険料の納め方

年金からの天引きによる特別徴収(偶数月、年6回)と、口座振替等による普通徴収(7月から2月までの毎月、年8回)があります。年金の額等でどちらかに決まりますが、特別徴収の方は口座振替を選択することも出来ます。

特別徴収は、確定賦課前に年金からの天引きが開始されるため、4、6、8月は仮徴収として前年度の額をもとに天引きし、その後、本徴収として、確定した年額から仮徴収済みの額を差し引いたものを、残りの10、12、2月で按分して天引きします。

